

虐待防止のための指針



社会福祉法人あしかび会

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人あしかび会では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：利用者においせつな行為をすること。又は利用者においせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア.虐待防止のための指針等の整備
- イ.虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ.虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ.虐待が発生した場合の対応
- カ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

ア.委員会は年1回開催する。

イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

ウ.委員会の会議内容を記録する。

(2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

- ①虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- ②研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ③研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

5 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける

- ①利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、年1回以上定期的開催する。
- ②虐待防止を目的として年1回以上の職員研修を行う。
- ③虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。
- ④万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- ②虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ③虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- ④虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

7 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、虐待防止担当者とする。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を

仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

②事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③対応の結果は相談者に報告する。

9 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当法人の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

1.1 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

- ①その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告する。
- ②当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- ③対応の流れは、虐待防止マニュアルを確認し、実施します。担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

1.2 その他

権利擁護及び障害者・高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。